

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び
中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行
規則の一部改正について

1 改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

2 改正理由

幼稚園教育職員及び任期付短時間勤務教員の業務量の適切な管理等について規定するとともに、休暇等の申請に係る規定を整備する必要がある。

3 改正内容

- (1) 幼稚園教諭及び任期付短時間勤務教員の業務量の適切な管理等について規定
 - ア 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を以下のとおり定め、その範囲内となるよう教育委員会が業務量の適切な管理を行うこと。
 - ① 1月について45時間
 - ② 1年について360時間
 - イ 児童・生徒・幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に
伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合にお
ける時間外在校等時間を以下のとおり定め、その範囲内となるよう教育委員会
が業務量の適切な管理を行うこと。
 - ① 1月について100時間未満
 - ② 1年について720時間
 - ③ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及
び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間につい
て80時間
 - ④ 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間時間
を超えて業務を行う月数について6月
 - ウ 業務量の適切な管理その他同職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な
事項については別に定めること。
- (2) 休暇等の申請に係る規定の整備

※詳細は、新旧対照表のとおり。

4 施行期日

上記3の(1)については令和2年4月1日、(2)については公布の日

【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(代休日の指定)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(代休日の指定)</p>
<p>第11条 条例第14条第1項の規定による代休日は、勤務することを命じた休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に勤務することを命じた時間数と同一の正規の勤務時間が割り振られている日でなければならない。</p> <p>2 前項の規定による代休日の指定は、<u>庶務事務システム</u>により行うものとする。<u>ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第2号により行うことができる。</u></p>	<p>第11条 条例第14条第1項の規定による代休日は、勤務することを命じた休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に勤務することを命じた時間数と同一の正規の勤務時間が割り振られている日でなければならない。</p> <p>2 前項の規定による代休日の指定は、<u>別記様式第2号</u>により行うものとする。</p>
<p>第12条～第29条の5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p>	<p>第12条～第29条の5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p>
<p>第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による申請は、<u>庶務事務システム上</u>で指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を<input type="text"/>することにより行うものとする。<u>ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第8号により行うことができる。</u></p>	<p>第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を<u>別記様式第8号</u>に記入して行うものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、<u>庶務事</u></p>	<p>5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、<u>改めて</u></p>

務システム上で改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を入力して、教育委員会に申請しなければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第8号により教育委員会に申請することができる。

6～14 (略)

15 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第8号により行うことができる。

16 (略)

17 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務事務システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号により教育委員会に届け出ることができる。

(介護時間)

第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。

2～4 (略)

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号の2により行うことができる。

6 (略)

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務事務システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号により教育委員会に届け出ることができる。

第30条の3・第31条 (略)

指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第8号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。

6～14 (略)

15 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第8号により行うものとする。

16 (略)

17 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第9号により教育委員会に届け出なければならない。

(介護時間)

第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。

2～4 (略)

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第9号の2により行うものとする。

6 (略)

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第9号により教育委員会に届け出なければならない。

第30条の3・第31条 (略)

(休暇等の申請)

第32条 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）第19条第1項の規定により給与の減額が免除される生理休暇に限る。）、慶弔休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇及び組合休暇の申請は、庶務事務システム上で休暇期間に係る事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、年次有給休暇及び夏季休暇の申請にあつては別記様式第10号により、その他の休暇の申請にあつては別記様式第11号により行うことができる。

2 生理休暇（前項に規定する生理休暇を除く。）及び災害休暇の申請は、別記様式第11号により行うものとする。

3 (略)

第32条の2 (略)

(業務量の適切な管理等)

第33条 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する幼稚園の職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業

(休暇等の申請)

第32条 年次有給休暇、夏季休暇及び子の看護のための休暇の申請は、庶務事務システム上で休暇期間に係る事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、年次有給休暇及び夏季休暇の申請にあつては別記様式第10号、子の看護のための休暇の申請にあつては別記様式第11号により行うことができる。

2 病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇及び組合休暇の申請は、別記様式第11号により行うものとする。

3 (略)

第32条の2 (略)

務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(委任)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則 (略)

別表第1～別表第4 (略)

別記様式第1号～別記様式第11号 (略)

(委任)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則 (略)

別表第1～別表第4 (略)

別記様式第1号～別記様式第11号 (略)

【第2条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(代休日の指定)</p> <p>第11条 条例第14条第1項の規定による代休日は、勤務することを命じた休日の前後各2月以内の日で当該休日に勤務することを命じた時間数と同一の正規の勤務時間が割り振られている日でなければならない。</p> <p>2 前項の規定による代休日の指定は、<u>庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第6号により行うことができる。</u></p> <p>第12条～第33条 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第34条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による申請は、<u>庶務事務システム上で指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を入力することにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第10号により行うことができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、<u>庶務事務システム上で改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を入力して、教育委員</u></p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(代休日の指定)</p> <p>第11条 条例第14条第1項の規定による代休日は、勤務することを命じた休日の前後各2月以内の日で当該休日に勤務することを命じた時間数と同一の正規の勤務時間が割り振られている日でなければならない。</p> <p>2 前項の規定による代休日の指定は、<u>別記様式第6号</u>により行うものとする。</p> <p>第12条～第33条 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第34条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を<u>別記様式第10号に記入して</u>行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を<u>別記様式第10号に記入して、教育委員会</u></p>

会に申請しなければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第10号により教育委員会に申請することができる。

6～14 (略)

15 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第10号により行うことができる。

16 (略)

17 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務事務システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第11号により教育委員会に届け出ることができる。

(介護時間)

第35条 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。

2～4 (略)

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第12号により行うことができる。

6 (略)

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、庶務事務システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第11号により教育委員会に届け出ることができる。

第36条・第37条 (略)

(休暇等の申請)

第38条 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等

に申請しなければならない。

6～14 (略)

15 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第10号により行うものとする。

16 (略)

17 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第11号により教育委員会に届け出なければならない。

(介護時間)

第35条 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。

2～4 (略)

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第12号により行うものとする。

6 (略)

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第11号により教育委員会に届け出なければならない。

第36条・第37条 (略)

(休暇等の申請)

第38条 年次有給休暇、夏季休暇及び子の看護の

休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）第14条第1項の規定により給与の減額が免除される生理休暇に限る。）、慶弔休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇及び組合休暇の申請は、庶務事務システム上で休暇期間に係る事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、年次有給休暇及び夏季休暇の申請にあつては別記様式第13号により、その他の休暇の申請にあつては別記様式第14号により行うことができる。

2 生理休暇（前項に規定する生理休暇を除く。）及び災害休暇の申請は、別記様式第14号により行うものとする。

3 （略）

第39条 （略）

（業務量の適切な管理等）

第40条 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する小学校及び中学校の職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

ための休暇の申請は、庶務事務システム上で休暇期間に係る事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、年次有給休暇及び夏季休暇の申請にあつては別記様式第13号、子の看護のための休暇の申請にあつては別記様式第14号により行うことができる。

2 病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、ボランティア休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇及び組合休暇の申請は、別記様式第14号により行うものとする。

3 （略）

第39条 （略）

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、職員が児童又は生徒に係る通常
予見することのできない業務量の大幅な増加等に
伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業
務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にか
かわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務
時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月
数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適
切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直
前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を
加えたそれぞれの期間において1月当たりの平
均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外
の時間において45時間を超えて業務を行う月
数について6月

3 前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適
切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図る
ために必要な事項については、教育委員会が別に
定める。

(委任)

第41条 この規則の施行に関し必要な事項は、教
育委員会教育長が定める。

附 則 (略)

別表第1～別表第4 (略)

別記様式第1号～別記様式第14号 (略)

(委任)

第40条 この規則の施行に関し必要な事項は、教
育委員会教育長が定める。

附 則 (略)

別表第1～別表第4 (略)

別記様式第1号～別記様式第14号 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第33条を同条例第34条とし、同条例第32条の2の次に1条を加える改正規定及び第2条中中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第40条を同条例第41条とし、同条例第39条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。